

令和4年7月20日

会員 各位

全国中小企業団体中央会

職業安定法等の改正の施行に向けた周知への取組について（依頼）

この度、標記に関し、厚生労働省職業安定局長より、本会宛てに、別紙の通り周知依頼がありました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。

職 発 0719 第 9 号
令和 4 年 7 月 19 日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

職業安定法等の改正の施行に向けた周知への取組について（依頼）

日頃から職業安定法等に係る制度の適正な推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の一部の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 12 号）の一部並びに関係政省令及び告示の改正が、令和 4 年 10 月 1 日から施行されることとなっています。

これに伴い、改正内容に係る関係事業者等への周知を図るため、別添のとおり、周知資料を作成いたしましたので、貴会におかれましても、これを活用いただき、会員企業に対して周知及び啓発を図っていただく等、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。